

第2回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年2月9日(火) 午後3時00分
- 2 開催場所 いすみ市大原文化センター2階 視聴覚室
- 3 出席委員(11名)
 - 1番 藤平 正一 2番 関 俊光
 - 4番 松崎 秋夫 5番 池田 誠
 - 7番 増田 伸子 8番 高浦 伸芳 9番 久我 久
 - 10番 三枝 正直 11番 鈴木 茂雄 12番 鈴木 博善
 - 13番 古川 久芳
- 4 欠席委員(2名)
 - 3番 藍野 道郎 6番 織本 幸一
- 5 提出議案
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 令和2年度第11次農用地利用集積計画(案)について
 - 議案第4号 農用地利用配分計画(案)についてその他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

それでは、只今から令和2年第8回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、3番 藍野委員、6番 織本委員の2名であり、出席委員数は、委員総数13名中11名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

(藤平会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長をお願いいたします。

議長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号4番 松崎委員、議席番号12番 鈴木委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号1および2について説明します。

番号1、譲渡人理由は、健康上の理由の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請地はいすみ鉄道上総東駅の東側に位置し国道465号を挟んだ北側に15筆、南側に3筆の、合計18筆、面積〇〇〇㎡です。北側の申請地では水稻を、南側では長ネギの作付けを計画しています。権利内容、売買による所有権移転、図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、離農の為、譲受人理由は、自宅に隣接し耕作に便利な為です。申請土地、岬町江場土字宮下(ミヤシタ)、地目田、〇〇〇

m²。作目は野菜および米を計画しています。権利内容、売買による所有権移転、図面番号2です。

番号1および2につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、8番 高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 8番 高浦です。事務局説明のとおりです。一団の農地であり、健康上の理由で耕作されなくなってしまう事の方が問題であると考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。続いて、番号2について、4番 松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 4番 松崎です。事務局説明のとおりです。特に問題ないものと思われ
ます。

議長 ありがとうございます。それでは、担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は作田南台の田と畑○○○m²で、明王院の西側に位置します。図面番号3です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル〇〇〇枚を設置するものです。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

隣接農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、平成31年3月19日付けで事業認定がなされております。

番号2、本件土地は若山宮後の畑〇〇〇㎡で、若山橋の西側に位置します。図面番号4です。

申請地は番号1と同様の要件であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル〇〇〇枚を設置するものです。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

隣接農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、令和2年12月28日付けで変更認定申請がなされております。

番号3、本件土地は深堀御室の畑〇〇〇㎡で子山保育園の北側に位置します。図面番号5です。

申請地は、番号1と同様の要件であることから、第2種農地に該当します。

転用目的は貸資材置場です。譲受人は土木建築業を営んでおり、自宅兼事務所の隣接地を取得し、資材置場に転用して、会社に貸付けるものです。埋立ては行わず、整地のみ行います。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

番号4、本件土地は深堀瀬崎の畑〇〇〇㎡で、瀬崎児童公園の東側に位置します。図面番号5です。

申請地は都市計画法に規定する用途地域内であることから第3種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル〇〇〇枚を設置するものです。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

隣接地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、令和2年12月28日付けで変更認定申請がなされております。

なお、事業計画書に、近隣への説明状況として6件中2件は了承、2件は条件付了承、2件は説明文書送付後応答なしの旨記載がありますが、近隣住民より反対意見が環境水道課に寄せられております。

番号5及び番号6は同一案件の為、一括で説明いたします。

本件土地は岬町中原横通の田〇〇〇㎡で、コンビニエンスストアの北東に位置します。図面番号7です。

申請地は、番号1と同様の要件であるため、第2種農地に該当します。

転用目的は、建売住宅（〇〇〇㎡）です。譲受人は不動産業やサーフィンのインストラクター業等を目的とする法人を旭市で経営しておりますが、太東海岸に近く、サーフィンをする人たちに需要があると考え、申請地を取得し、建売住宅を建築します。

埋立ては行わず、整地のみ行います。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、排水路に放流します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、13番 古川委員の補足説明をお願いいたします。

古川委員 13番古川です。内容については事務局の説明したとおりです。この土地の周りにはすでに太陽光パネル及び牛舎が配置されております。民家までは距離がありますので何ら問題ないものと思われま

議 長 番号2から番号4について、私の方から補足説明をさせていただきます。

3番 藍野委員より「問題なし」との連絡を受けております。なお、番号4については、私と関副会長も現地確認をしました。現地は住宅街であり、隣接には住宅が建っております。住民より反対意見が出たとの事なので、これは如何なものかと私は感じました。

続きまして、番号5及び番号6について、9番 久我委員の補足説明をお願いいたします。

久我委員 9番久我です。事務局説明のとおりで問題ないものと思われま

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑等ございませんか。

池田委員 4番について、反対意見が出ているという事ですが、これについて説明をお願いします。

事務局 この反対意見は隣接居住者から市の環境水道課に寄せられたものです。直接農業委員会に寄せられたものではありません。なお、この反対意見が出されたことによって、転用不許可の理由になるかということ、そうはならないということを県に確認したところでございます。しかしこの総会において皆様にご審議いただく中で、何らかの意見があるという事であれば、意見書に意見を付して県に進達したいと考えております。以上です。

池田委員 6軒中2軒が承諾したということですか。

事務局 申請書内の事業計画書によりますと、隣接の方が6軒おります。うち、2軒が了承、続く2軒が条件付き了承、残る2件が業者から文書を送付したが返答無しとの事です。

古川委員 今の事務局の説明ですと、反対意見があったとしても、農業委員会としては断る理由にならないという事ですが、私としては今後問題の出そうな

案件だと思います。ですので、今出ている問題をすべて解決してから許可を出すというような方向で進んだらよいのではないかと思います。関係者の賛同を得て進めておかないと、最終的には住民から市へ責任がかぶってくる恐れもあると。それが農業委員会による許可だったという事になれば我々の責任は重大です。このように私は考えます。

関副会長 太陽光パネルの高さは何メートルですか。教えてください。

事務局 事業計画書では4.5メートルとなっています。なお、今回条件付了承をした方から、パネル高は4.5メートル以下とすることを希望するという意見が出ていたこともあわせてお伝えします。

関副会長 4.5メートルだと、2階の高さですよ。周りを住宅に囲まれた立地だと気にする方が出てくるのもわかる気がします。

事務局 事業計画書内に記載のある条件付了承をしたという方と今回環境水道課に反対意見を出された方は同一人物です。つまり、事業者と住民の認識にズレがある状況です。

池田委員 環境水道課はどういう見解なのですか。

事務局 現段階で、住民側から反対意見が出されたのみで、業者から太陽光発電施設設置に関する要綱に沿った届出が環境水道課に提出されていないため、これをすみやかに出すよう働きかけているところです。

松崎委員 6軒中2軒は応答なしとの事ですが、このことは不許可要件にあたるのですか。

事務局 農地法上、農地転用の許認可において、必要とされる承諾は隣接農地所有者からのみとなっています。本申請地の周りはずべて宅地なので、たとえ隣接から応答が無かったり、反対意見が上がったとしても不許可要件には当たらないとの見解が県から示されています。しかし、だからといって隣接の意見を蔑ろにしていいかといえ、そんなことはないと思われ。現在、事務局としては環境水道課と連携し、両者の認識のズレを解消すべく情報を収集しているところです。直近の状況としては、環境水道課より応答のない2軒に対し、意思を確認するための通知を出しております。しかしその通知に対してもまだ応答のない状況です。

関副会長 応答がないでは済まされない問題では。やはり、ある程度確認ができて

から業者も着工すべきかと。まあ、農地法上の扱いについては事務局の説明で承知した部分もあるけど、常識から言って、古川委員の言う通りの面もある。ここは事務局の方から確認して前に進んでいった方がいいと思います。

古川委員 「連絡つきません」で済めば、業者にとってこんなにもいい開発はないでしょう。農業委員会としてはそれを拒むものはないというのは分かりました。でも連絡つかないなら、連絡つくよう業者として何らかの手は打たないと。いくらこのコロナ禍の中、接触が憚られる状況であったとしても。それが業者の誠意というものでは。

議長 ではこの案件は私の預かりでよろしいですか。事務局に確認作業を進めてもらいます。問題が解決したら、上程するという事とします。他に質疑等ございませんか。質疑ないようにございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、4番を除く議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号令和2年度第11次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、令和2年度第11次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和3年1月21日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権32件、貸付者31名、借受者20名、

田、110,370㎡、畑、6,294㎡、でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号農用地利用配分計画（案）についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

今回の借受申し込み者4名、借受面積、田、38,653㎡を出し手の承認を得たうえでの配分計画（案）でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項に掲げる事項が定められていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

それでは、その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

さて、今回は1月31日までに回答済の5件について議案書記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 なし。

議長 他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上をもちまして令和3年第2回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局から何点かご連絡をさせていただきます。

はじめに、次回の総会ですが、3月9日、火曜日、午後3時から夷隅市文化会館2階研修室で、開催を予定しております。

申請受付については、2月22日（月）・24日（水）及び25日（木）の3日間となります。現地確認につきましては、2月26日（金）の一日で実施したいと考えておりますが、状況によっては3月1日（月）に食い込むことも考えられます。スケジュールの調整をよろしく願いいたします。

続きまして、活動記録簿についてですが、本日1月分をお持ちの方は提出をお願いします。なお、本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、今週中に提出をおねがいいたします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦労様でした。

(閉会 午後3時39分)

議事録署名人

議長

4 番委員

1 2 番委員